

# 夜中の中央自動車道 「無罪判決」から一転、 地裁差し戻し→最高裁へ

後続車の一次衝突は、回避可能だったのか？それとも不可能だったのか？

やなぎはらみか●主に交通事故事件をテーマに取材・執筆活動、テレビ出演などを行なう。04年からは日本の死因究明制度問題に関する記事も発表し続け、犯罪捜査の根幹に一石を投じた。主な著書に『交通事故被害者は一度泣かされる』『死因究明と葬られた眞実』『自動車保険の落とし穴』『焼かれる前に語れ』など多数。

## 「被告人は、無罪……」

2008年4月24日、甲府地方裁判所の法廷内に、裁判長の声が静かに響いた。

その瞬間、法廷内の空気が真っ二つに分断されたのを、私は傍聴席の後ろの席に座りながら感じていた。事故から3年、業務上過失致死傷罪で起訴されながらも、異例の無罪判決を勝ち取り、安堵の表情を浮かべている被告人の

青年ど、その弁護人。

一方、彼らとは対照的に、ハンカチを目に当てかい肩を震わせている若い女性ど、彼女の背中をさする年配の女性の後ろ姿……。

最愛の夫を突然の交通事故によって、しかも自分の目の前で失った彼女は、この3年間をいittaiどのような思いで過ごしてきたのだろうか。

交通事故遺族の取材をすることが多い私は、母娘と思われる

た一本の電話が、この事件を取り材するきっかけだった。

「今、高速道路上で起こった衝突死」事故で業務上過失致死傷罪に問われた大学生の刑事弁護を引き受けているのですが、検察の主張にはかなり無理があるような気がするんです。裁判の途中で訴因変更までして、「夜間はハイビームで走行しなければならないのに、被告人（後続車）はロービームで走行しており、道路交通法52条の前照灯操作義務を怠った、そのせいで被害者の存在に気がつかなかつた」と論告してきたのです。どう思われますか？」

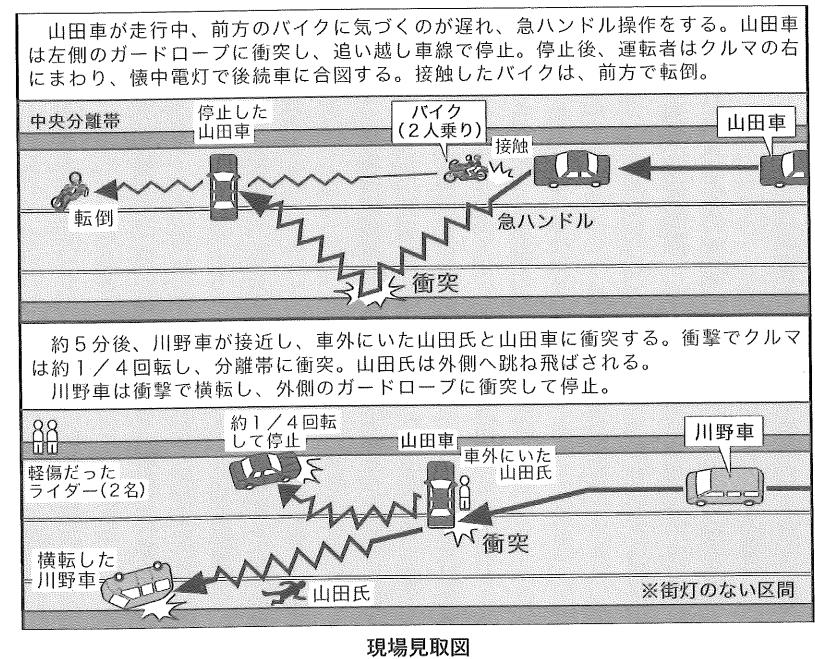
泉澤弁護士は、足利事件の菅家さんを冤罪から救済した担当弁護士であり、刑事弁護では名だたる存在である。そんな辯護士が、今回は交通裁判における検察の一方的な主張に困惑しているのだ。

実は、泉澤弁護士からこの話を聞くまで、私は夜間、車のヘッドライトをロービームにしていることが、「前照灯操作義務違反」（道路交通法52条違反）になるということを知らなかつた。逆に、基本はあくまでもロービームだと思い込んでいたのだ。周囲の人たちにも聞いてみたが、ハイビームが基本だと答えた人はほとんどいなかつた。では、なぜ検察官は、訴因変更までして、前照灯のローハイ問題にこだわる必要があったのか。まずは、一審判決文に従つて、そのとき、何が起こったのかを検証してみたい。

現場見取図を見てほしい。

事故は、2005年8月13日、中央自動車道の上り車線、山梨県の都留インターと大月インターの間で起こった。第1事故が発生したのは、午後10時38分頃のことだ。

妻を乗用車の助手席に乗せ、上り車線を走行中だった山田



イラスト／吉岡昌詠

氏（当時30歳＝仮名）は、車の前方に二人乗りのバイク

までの長期化し、泥沼化してしまったのか――。この事件を取り材しながら、私は裁判については、客観的に見て「真っ当な判断だ」という印象を持ったのも事実だった。あれから3年、一審で無罪となつたこの事件は、その後、東京高裁から再び甲府地裁に差し戻され、事故から6年目を迎えた2011年4月現在も係争中だ。なぜ、交通事故の裁判がここまで長期化するのか。

## 前照灯「ロービーム」が罪になる？

今から4年前、東京合同法律事務所の泉澤章弁護士から入つ

て自身、ハンドルを握るドライバーとして、大きな疑問と、そして目に見えない恐怖を感じずにはいられなかつた。

が走っているのに気づくのが遅れ、急ハンドルを切って避けたが、進路左側のガードロープに自車を衝突させた上、前方を走っていたバイクと接触する事故を起こした。

バイクに乗っていた二人は転倒したものの、幸い無事で、後続車による危険を避けるため、すぐさま中央分離帯に避難した。

スピンした山田氏の車は、前部を中央分離帯に向け、追い越し車線をふさぐような状態で停止した。

この衝突で、右側の助手席(左ハンドル車だった)の妻が足をはさみこまれていることに気づいた山田氏は、すぐさま車の外に出て、自車の右側後方に立ち、後続車に危険を知らせるため、懐中電灯を左右に振ったり回したりするなどしていた。

しかし、第1事故から約5

当初から無罪を主張していた。ところが、それから約1年半が経過した2007年5月22日、検察官が突然訴因を変更してきたのだ。

泉澤弁護士は振り返る。

「検察は主位的訴因として、①速度順守義務違反②前照灯操作義務違反③速度調節義務違反④前方注視義務違反の4点を、また、予備的訴因として、①速度順守義務違反②速度調節義務違反③前方注視義務違反を義務違反とする、新訴因への訴因変更を請求してきたのです。さらに検察は、これら訴因変更請求とともに、『現場の視認状況』を立証するための大々的な再実況見分を行い、証拠申請も行つきました。ようするに、当初の起訴状にはなかった前照灯のロー・ハイ問題を持ち出し、前照灯を上向きにしていなかつたことも重大な違

反である、その上で、禁固1年2月が妥当だと、強硬に主張してきたのです」

(起訴状より抜粋)

被告人は、中央自動車道上り375.2<sup>km</sup>ポスト付近の追い越し車線を都留インター方面から大月インター方面に向かい、時速約100キロメートルの速度で進行するにあたり、同所は、その最高速度が80キロメートル毎時と指定された場所であり、当時は夜間で街路灯がなく、進路の安全確認は自車前照灯の照射範囲に限られ、かつ、路面が湿潤状態であったから、最高速度を順守すべきはもちろん、前照灯の照射範囲を適切に操作して進路の安全を確認することも、「自己の進路上に車両等を発見したときは、衝突回避して安全に停止できるよう速度を調節して進行

すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、前照灯を下向きにしてその検査をおこなう」となく、進路の安全確認不十分のまま、漫然時速約100キロメートルで進行した過失により、進路前方の山田(当時30歳)運転の普通乗用自動車が中央分離帯に前部を向けて横向きに停止しているのを前方約23メートルの地点にようやく認め、急制動の措置をとるとともに左に転ばしたが間に合はず、同車右側部に自車前部を激突させて山田車両を跳ね飛ばすとともに、「1名死亡」、4人に傷害を負わせた。

すだと主張してきたのだ。

検察の書いた起訴状を読みながら、私は不思議でならないかった。現実には、もつと悪質な交通事故が、不起訴や略式起訴で終わっている。過去には、飲酒ひき逃げの死亡事故を起こした加害者が不起訴になっていたケースもあったほどだ。それなのに、なぜこの事故の加害者が正式に起訴されたのか。また、一般ドライバーの大半が「違反」と認識していないようない「前照灯操作義務」違反を、検察官が訴因変更までして追及してきたことは、正当と言えるのだろうか。

たしかに、道路運送車両法においても、前照灯の「主」はあくまでもハイビーム、「副」がロービームとなっている。

『ヘッドライトの「主」と「副」の図は、ヘッドライトのハロゲ

分後の10時43分頃、大学生の川野氏(仮名)が運転する乗用車が、急ブレーキをかけるも間に合わず、追い越し車線に停止していた山田氏の車とドロープに衝突して停止した。この事故で、川野氏の車に乗っていた同乗者3名と山田氏の妻が受傷。車とともに跳ね飛ばされた山田氏は、脳挫傷の重傷を負って、翌日死んでした。この惨事のそもそもその発端は、第1事故を起こした山田氏の前方不注視によるものだった。前方を走っていたバイクの二人が無事だったことは、不幸中の幸いだったが、それからわずか5分の間に、不幸な偶然が重なり、事態は最悪の方向へと進んでしまう。そして、関係者の人生を大きく変えることとなつたのである。

一方、川野氏からの弁護を委任された泉澤弁護士は、山田車両がハザードランプを点灯していないかったという証言や、川野氏の「直前まで山田車が見えなかつた」という供述に基づいて、「この事故は、予見可能性も回上過失致死傷罪で起訴された。本件事故を惹起した」として、

起訴状には、公訴事実が次のようにな記載されていた。

①被告人は自車を進行するにあたり、前方左右を注視する義務を怠り(前方注視義務違反)、②進路の安全を確認しながら進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り(進路安全確認義務違反)、「バックミラーで後方から進行していく車両の有無を確認することに気を取られ、前方左右を注視せず、進路の安全確認不十分のまま漫然時速約100キロメートルで進行した過失」によって上過失致死傷罪で起訴された。

一方、川野氏からの弁護を委任された泉澤弁護士は、山田車両がハザードランプを点灯していないかったという証言や、川野氏の「直前まで山田車が見えなかつた」という供述に基づいて、「この事故は、予見可能性も回上過失致死傷罪で起訴された。本件事故を惹起した」として、

起訴状にも明記されている通り、検察官は、後続車を運転していった被告人がハイビームで走行していれば、もっと早く前方の山田車に気づくことができ、2次衝突を避けられたは

ンランプの断面を直横から見たものだが、これによると、「走行用フィラメント」がハイビームであり、ロービームの名称は

「すれ違い用フィラメント」となっていることがわかる。

しかし、日本の市街地道路では、ライトを常に上向きで走行

できる道（つまり対向車とすれ違わない道）はほとんどない。

高速道路といえども、中央分離帯に設置されているガードレー

ルが隙間のあるタイプや低めのものであつたら、ヘッドライトの光が対向車線に届いてしまうので、相手が幻惑しないよう、通常はロービームで運転するが普通ではないだろうか。

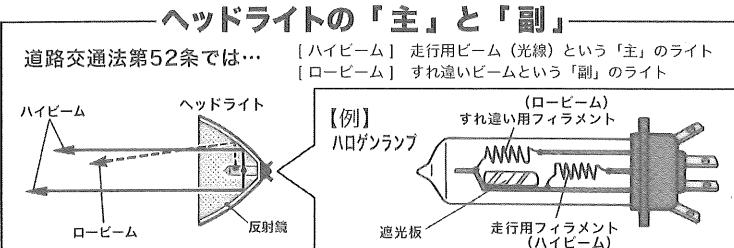
そこで、私も実際に、事故現場となった夜の中央自動車道上

り車線を車で走行してみた。都

留から大月にかけては、たしかに照明灯が一切なく、民家のな

いエリアの道路周辺は、まさに真っ暗である。

しかし、対向車とのすれ違いを気にして、無意識のうちにロービームで走行している自分



『ヘッドライトの「主」「副』の図

線路上に歩行者が存在すること

に100キロを超える速度が出てしまつた（むしろ、他の車の流れに乗るなら、乗用車で80キロを厳守しているの方が難しいかもしない）。現実には、

100キロの速度で、ロービームのまま走るということは、検察官が指摘するような、悪質な違反というイメージではまったくない。

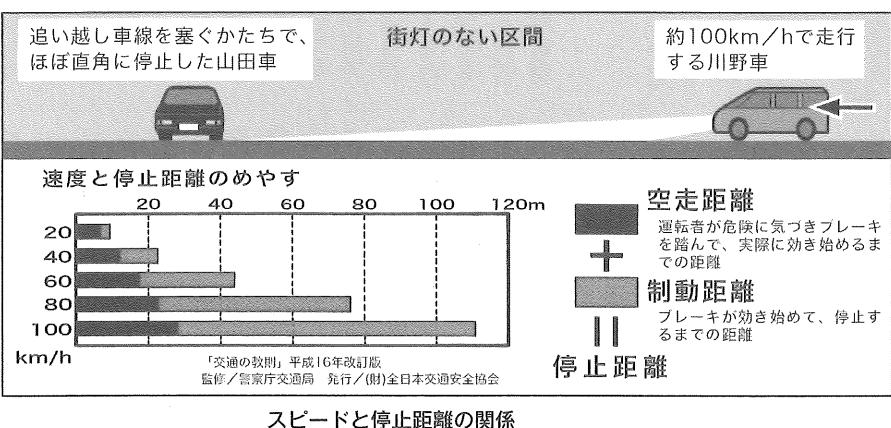
私はそんなことを思いめぐらせながら、中央自動車道を走つた。

検察が訴因変更を行つてから約1カ月後、甲府地裁の渡邊康裁判長が下した判決は、冒頭にも記したように「無罪」だった。ちなみに、渡邊裁判長は、弁護士任官で裁判長になつた人物だという。

このように状況下であれば、通常の運転者においても、山田車両のように道路交通法上定められている灯火等の措置を取りないまま事故車両が高速自動車国道の車線上に停止していくたり、その運転者がその脇に佇立したりしているなどという事態を予測することは非常に困難であると言える

にはつと気がついた。そこで、意識してハイビームにしてみたのだが、せいぜい50メートル先に光が届く程度だ。仮に時速80キロで走行して、急ブレーキを踏んで、結果的に間にあわない可能性が大……そんなことを体感することができた。

また、現場付近の道路は、時速80キロ制限だったが、夜間で交通量も少なかつたこともあり、すぐ



（一審判決文より抜粋）  
本件事故現場は、基本的に車

検察が訴因変更を行つてから約1カ月後、甲府地裁の渡邊康裁判長が下した判決は、冒頭にも記したように「無罪」だった。ちなみに、渡邊裁判長は、弁護士任官で裁判長になつた人物だという。

このように状況下であれば、通常の運転者においても、山田車両のように道路交通法上定められている灯火等の措置を取りないまま事故車両が高速自動車国道の車線上に停止していくたり、その運転者がその脇に佇立したりしているなどという事態を予測することは非常に困難であると言える

から、本件状況の下で、被告人に対し、そのような予測困難な事態をも想定して、あらかじめ指定最高速度よりも低い速度にまで減速して走行しなければならない義務を当然に課しうると考えることはできない。

（中略）  
被告人の運転行為は、前照灯のみに頼らざるを得ない状況にありながら、指定最高速度を超える速度で走行していたと認められる。

この状況下で、被告人の該当規定に違反した不適切なものと言わざるを得ないが、本件証拠上、被告人車両に前照灯を上向きに照射することを要求することが困難な状況にあつた疑いが残る上、山田車両等が非常に見えづらい状態にあつたことなどからすると、被告人において通常の運転者に対する要求される注意義務を全

て果たしたとしても本件事故を回避することが可能であつたかについては、未だ合理的な疑いを入れる余地が残ると言わざるを得ない。

よって、本件公訴事実について、主位的訴因および予備的訴因のいずれについても犯罪の証明がないので、刑事訴訟法336条により、主文のとおり

判決する。

検察側による控訴、そして高裁による差し戻し

結果的に、弁護側の主張が全面的に取り入れられた一審の無罪判決。しかし、検察側は2008年5月8日、この判決不服として控訴し、裁判は東京高裁で継続されることとなつた。

泉澤弁護士は、検察が高裁に提出してきたという分厚い証拠

ファイルを手にしながら、こう語った。

「とにかく驚いたのは、検察側が二審でこれほど膨大な証拠を提出してきたことでした。なんと、中央道を夜の8時から深夜2時までの時間もの間通行止めにして、ハイビーム・ロービームでの大規模な走行実験を行い、ビデオまで撮影していました。いつたいこの証拠を作るのに、どれほどの公費と労力をかけたのでしょうか。何より憤りを感じたのは、山田車のハザードランプは点いていたという前提で実験を行っていたことです。一審では、検察も我々も、山田車のハザードはついていませんといったいう前提で闘ってきました。それなのに検察は、事故から3年もたって新たな自認証人を探し出し、ハザードはついていたと主張し出したのです。つまり、山田車の前照灯やハ

ザードは事故直後から点灯していたのだから、被告人はもっと手前から、山田車が見えていたはずだと主張を変えてきた。これでは事故そのものの前提が変わることになってしまします。我々にしてみれば、一審が終わった後で『前提が違っています』と言われても、どうすることもできません。まさに、不意打ちです』

その後、高裁の裁判官はまったく証拠調べを行わず、2009年6月4日に結審しました。弁護団はこのままいけば、二審でも無罪が勝ち取れると言っていたという。

ところが、それから15日後

に言い渡された判決（出田孝一裁判長）は、予想に反するものだった。

泉澤弁護士は、憤りを隠せない様子でこう語る。

「高裁の判決は『原判決を破棄し、甲府地裁に差し戻す』と

いうものでした。判決文を見て、私はさらに驚きました。裁判長は『第2事故発生の約27分後から翌日の午前1時10分にかけて行われた実況見分の際には、山田車の左前照灯・西尾灯、及びハザードランプが点灯していることが認められる』と認定。その上で、『一審は重大な事実誤認の上で審理されてきたので、もう一度審理し直すべきである』と書かれていたのです。

たしかに、見分時の写真を見ると、ハザードランプは点いているように見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撃者が、『山田車は暗かった』と証言しており、第2事故が起った後に誰かが安全確保のために、ハザードをつけた可能性もいよいよ見えます。しかし、事故直後に現場にいた複数の目撲

題は何だったのでしょうか』

高裁判決に大きな問題があると判断した弁護団は、すぐさま最高裁に上告をおこなった。上告意見書には「山田車のハザードがついていた」という内容の反論がしたためられた。

泉澤弁護士は語る。

「正直言って、この事故を捜査した警察官も、不可抗力の事故であったことは認識していたようです。実況見分のときも、『これでは見えねえな』と、被告人に同情的だったと聞いています。まさか、正式に起訴されような事案だとは思っていないなかったです。また、私たちは一審で、人間工学を専門とする神奈川大学の堀野定雄先生にも意見書を依頼し、法廷で証言していただいたのですが、堀野

先生は、高速で走行中の視力はかなり低下し、実際にどう見えているかわからないこと、また、事後にそれを検証することは不可能であることを指摘されました。そして、ヒューマンエラーは絶対に起こるもので、それを完全になくすることはできない、むしろ、ヒューマンエラーが起こったら、事故原因を説明して再発防止を求めること、例えば今回のような事故の場合は、暗い高速道路をどう改善していくかといった策を考えるべきで、加害者を刑事訴追しても再発防止にはなんの意味もないのだと思います」

しかし現実に、この刑事裁判は事故から6年経った今も進行中で、民事裁判もほとんど進んでいない。裁判の長期化は、結果的に全ての解決を遅らせ、被告人にとっても、遺族にとっても

偶然ながら、ちょうどこの原稿を上げていた4月15日、被告人である川野氏の元に、最

## 事件発生から上告棄却までの経緯

2005年8月13日 PM10:38頃  
山梨県内の中央自動車道（上り）  
◆2人乗りバイクと乗用車（山田氏）の接触事故が発生  
◆約5分後、事故車に後続の乗用車（川野氏）が衝突し、山田氏が死亡

12月28日 川野氏が業務上過失致死罪で起訴される

2007年5月22日 檢察が訴因変更（前照灯操作義務違反など）

2008年1月 檢察側が禁固1年2ヶ月を求刑  
4月24日 無罪判決（甲府地裁）

5月8日 檢察側が控訴  
6月27日 中央道を6時間閉鎖して実況見分  
8月11日 檢察が大量の証拠を提出

2009年6月19日 地裁へ差し戻し判決（東京高裁）

12月28日 川野氏側が最高裁に上告  
2011年4月15日 上告棄却の判決（最高裁）

甲府地裁で、再び事件が争われる

不毛……、と言つては言い過ぎだらうか、しかし、この事件でこれほど長い裁判が続けられることに、私は大きな疑問を感じざるを得なかつた。甲府地裁での二度目の判決は、いったいどのようなものになるのだろうか……、引き続きレポートしたいと思う。